

グループホームすずらの園 利用料(2018.4.1)
(認知症対応型通所介護)

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 通所介護の利用料

【基本部分：通所介護費（認知症対応型）】

所要時間 (1回あたり)	利用者の 要介護度	通所介護費		
		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金※(注2)参照	
			1割	2割
7時間以上 8時間未満	要介護1	5,180円	518円	1,036円
	要介護2	5,370円	537円	1,074円
	要介護3	5,550円	555円	1,110円
	要介護4	5,730円	573円	1,146円
	要介護5	5,930円	593円	1,186円
8時間以上 9時間未満	要介護1	5,350円	535円	1,158円
	要介護2	5,540円	554円	1,108円
	要介護3	5,730円	573円	1,146円
	要介護4	5,920円	592円	1,184円
	要介護5	6,120円	612円	1,224円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

(※) 上段は1割負担額。下段は2割負担額。

加算の種類	加算の要件	加算額 ※	
		基本利用料	利用者負担金
入浴介助加算	利用者の入浴介助を行った場合（1日につき）	500円	50円
			100円

グループホームすずらの園 利用料(2018.4.1)
(認知症対応型通所介護)

サービス提供体制 強化加算 I イ	介護職員の総数のうち、介護福祉士が50%以上配置されている場合(1日につき)	180円	18円
			36円
若年性認知症 利用者受入加算	若年性認知症利用者を受け入れ、個別の特性やニーズに応じたサービスを提供(1日につき)	600円	60円
			120円
利用延長加算	9時間以上10時間未満 以降1時間につき(1回につき)	500円	50円
			100円
介護職員 処遇改善加算 I	当該加算の算定要件を満たす場合※(注3) ※加算 I ~ II のいずれか1つを算定する。	1月の利用料金 (基本部分+ 各種加算減算) の10.4%	左記額の1割
介護職員 処遇改善加算 II			1月の利用料金 (基本部分+ 各種加算減算) の7.6%

(注3) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(2) その他の費用

昼食費	食事の提供を受けた場合、1食につき400円・おやつ代20円の材料費等の実費をいただきます。 ※特別な事由により朝食あるいは夕食を提供する場合は、別途食材料費等を負担いただきます。(朝食 230円/夕食 350円)
特別な食事	実費をいただきます。
クラブ活動、 グループ活動	利用者の希望により、教養娯楽としてレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。材料費等の実費をいただきます。
日用品の購入	必要に応じ、日用品の購入代行をさせていただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。また、介護予防通所介護は、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	利用者負担金の50%の額
利用予定日の当日	利用者負担金の100%の額

(注) 利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。